

議 会 運 営 委 員 会 理 事 会 記 録

令和3年8月31日（火）

杉 並 区 議 会

目 次

議会運営委員会理事会の会議記録について	3
令和4年度予算要望について	3
定例会の提案事項について	3
議員提出議案について	
議員提出議案第1号 杉並区高齢者補聴器購入費助成条例	4
第3回定例会における本会議及び委員会の運営方法について	5
決算特別委員会について	
(1) 正副委員長の選出について	6
(2) 会派別質疑持ち時間表(案)について	6
(3) 委員の席次について	6
(4) 資料請求について	7
特別委員会の設置について	
(1) 設置・名称・構成について	8
(2) 正副委員長の選出について	9
(3) 審査方法・日程・質疑持ち時間について	9
(4) 委員の席次について	10
定例会の日程について	10
本会議の会議録署名議員について	11
一般質問について	11
発言通告について	12
区議会だよりの発行協力依頼について	12
議会紙資料の削減について	12
意見書の提出について	13

議会運営委員会理事会記録

日 時	令和3年8月31日(火) 午前10時～午前10時43分	
場 所	第3・4委員会室	
出席理事 (8名)	理事 大 泉 やすまさ 理事 島 田 敏 光 理事 奥 山 たえこ 理事 新 城 せつこ	理事 井 口 かづ子 理事 山 田 耕 平 理事 太 田 哲 二 理事 岩 田 いくま
欠席理事	(なし)	
理事以外の 出席議員	議 長 大和田 伸	
出席理事者		
事務局職員	事務局 長 渡 辺 幸 一 庶務係 長 久保井 悦 代 議事係 長 蓑 輪 悦 男	事務局次長 内 藤 友 行 調 査 長 武 士 清 亮 担 当 係 長 出 口 克 己 担 当 書 記

大泉理事 これより議会運営委員会理事会を開会いたします。

《議会運営委員会理事会の会議記録について》

大泉理事 初めに、議会運営委員会理事会の会議記録ですけれども、8月2日の1回分について事前に各理事にお送りしておりますが、この内容で御承認いただけますでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

大泉理事 それでは、御承認をいただきましたので、本日から公開の扱いといたします。

《令和4年度予算要望について》

大泉理事 次に、令和4年度予算要望について理事者から説明がありますので、よろしくお願いたします。

政策経営部長 来月、9月から予算編成作業に順次入ってまいります。今日伺いましたのは、新年度の予算編成に向けた各会派から頂戴いたします予算要望についてのことでございます。期間があまりなくて、諸事御多忙の折、大変恐縮でございますけれども、9月24日金曜までに、例年同様でございますけれども、財政課宛てに予算要望をお出しただきたいというお願いでございます。どうぞよろしくお願いたします。

大泉理事 この件について、何かございますか。——それでは、要望がある場合については、9月24日金曜日までに財政課に直接提出をお願いいたします。

続いて、議会費について、事務局から説明をお願いいたします。

議会事務局次長 議会費に関する要望がある場合につきましては、会派で取りまとめたいただき、9月17日金曜、期限厳守で事務局庶務係のほうへ提出をお願いいたしたいと思っております。

大泉理事 1週間前の9月17日ということです。この件については説明のとおりになりますので、よろしくお願いたします。

《定例会の提案事項について》

大泉理事 次に、定例会の提案事項について、事務局から説明をお願いいたします。

議会事務局次長 資料1を御覧ください。区長から、条例が8件、契約7件、補正予算2件、指定管理者の指定が5件、人権擁護委員候補者の推薦が1件、決算の認定が5件、専決処分の報告が2件、健全化判断比率が1件、内部統制の評価が1件、以上32件の案

件が提出される予定となっております。除斥対象の案件がないかどうか、明日9月1日に議案が配付される予定となっておりますので、漏れのないよう各議員で御確認のほどお願いいたします。

大泉理事 ただいまの説明について、何かございますか。——それでは、この件については、明日の議会運営委員会で理事者から説明があります。

なお、除斥についてですが、各自で御確認いただいて、除斥の対象となる議案があった場合には議長へ申し出ていただきますよう、各会派の議員へお伝えください。非交渉会派につきましては、事務局から説明をお願いいたします。

《議員提出議案について》

議員提出議案第1号 杉並区高齢者補聴器購入費助成条例

大泉理事 次に、議員提出議案が提出されています。

それでは、杉並区高齢者補聴器購入費助成条例について、提出者の説明をお願いします。

それでは、富田議員、簡潔に説明をお願いいたします。

富田議員 貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。

議員提出議案第1号杉並区高齢者補聴器購入費助成条例について御説明いたします。

本議案は、日本共産党杉並区議団5名が提案するものです。

提案の内容は、65歳以上の高齢者が補聴器を購入する際、その購入費用の全部または一部を助成するものです。助成額の上限は3万円とし、対象は、区内在住者で特別区民税の非課税となっている世帯に属する方で、医師により補聴器の装用が必要であると診断されている方としております。ただし、聴覚障害に関わる身体障害者手帳の交付を受けていないこととしております。そのほか、助成金に関する必要な事項を定める内容となっております。

近年、高齢化社会の到来により、認知症患者の増加が社会的な問題として取り上げられ、認知症の予防対策に注目が集まっています。予防対策は様々ありますが、加齢性難聴への医療的介入が認知症予防に有効であることが近年の研究結果から明らかになってきており、耳が遠くなってきた高齢者の認知症予防には、早期の補聴器の使用などの対策が必要と言われております。

しかしながら、日本の補聴器の普及率は欧米に比べて低く、その一因には、購入費用の負担が重いことが指摘されています。この間、補聴器の購入については医療費控除の制度も導入されてはいますが、それでも家計への負担が重いことから、購入を断念する

方は少なくない状況です。

こうした状況の中、東京23区では、現在13区で補聴器の購入費補助もしくは補聴器の支給制度を設けており、今後3区が導入を予定しています。当区においても、補聴器購入の推進を図り、高齢者の外出及び地域交流を支援し、閉じ籠もりを防止することで認知症予防を進めることが必要であると考え、本条例を提案いたしました。

施行日は、2022年、令和4年4月1日とさせていただきます。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いたします。

大泉理事 ただいまの説明がありました議案について、何か御質問等ございますか。——それでは、この件については、明日の議会運営委員会でも改めて説明をよろしくお願いたします。

《第3回定例会における本会議及び委員会の運営方法について》

大泉理事 次に、第3回定例会における本会議及び委員会の運営方法についてです。

なお、この後説明がありますが、新型コロナウイルスの感染状況について厳しい状況が続いております。決算特別委員会や予定されている基本構想の特別委員会の運営方法については、感染状況を勘案し、引き続き検討していくこととしたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

議会事務局次長 資料3を御覧ください。第3回定例会における本会議、委員会の運営方法についての案でございます。

新型コロナウイルス感染が急激に拡大し、医療機関の逼迫、在宅療養者の増加、保健所業務の増大など、緊急事態の状況下での定例会開催となり、ワクチン接種の進展が見られるものの、予断を許さない状況が続いております。これまで実施してきた取組を再確認の上、本会議、委員会等の運営を行っていきたくと存じます。

なお、予定される決算特別委員会及び仮称基本構想特別委員会の運営方法につきましては、感染状況等を勘案し、引き続き検討してまいりたいと存じます。

取組については、これまで実施してきた内容と同様となり、項目としましては、1、本会議の議員出席人数の調整、2、本会議、委員会での説明員の精査、3、発言内容の精査、4、委員会の運営方法、5、対面会話の機会縮減、6、その他はマスクの着用や消毒などの感染予防の事項となっております。この内容でよろしければ、明日開催の議会運営委員会において承認後、全議員宛て周知することとしたいと思います。

大泉理事 ただいまの説明について、何かございますか。——それでは、この件については、明日開催の議会運営委員会に諮ることといたします。

《決算特別委員会について》

(1) 正副委員長の選出について

大泉理事 次に、決算特別委員会についてです。

先ほど事務局また区のほうからも説明がありました。新型コロナウイルス感染症が急拡大しており、保健所含め、予断を許さない状況が続いています。決算特別委員会の運営方法については、感染状況等を勘案し、引き続きの検討となっておりますが、今の段階では協議の進められるところから進めてまいりたいと思います。

まず、正副委員長の選出について、事務局から説明をお願いいたします。

議会事務局次長 正副委員長の選出につきましては、慣例により、委員長は副議長会派から、副委員長は議長会派から選出しております。これでよろしければ、個名を9月7日火曜までに事務局にお知らせいただきたいと思います。

大泉理事 ただいまの説明について、何かございますか。——それでは、正副委員長の選出については説明のとおりといたします。自民さんと公明さんは、9月7日までに事務局に個名をお知らせいただくようお願いいたします。

(2) 会派別質疑持ち時間表（案）について

大泉理事 続いて、会派別質疑持ち時間表（案）について、事務局から説明をお願いいたします。

議会事務局次長 資料4を御覧ください。8月2日の議運理事会及び議会運営委員会におきまして、決算特別委員会の審査方法、日程、持ち時間について御承認いただいたところです。それを基に各会派別の質疑持ち時間表（案）を作成いたしましたので、御確認のほどよろしくをお願いいたします。

大泉理事 ただいまの説明について、何かございますか。——よろしければ、案のと通りの日程で考えてまいります。

なお、意見開陳につきましては、本年の予算特別委員会の際と同様に、1会派当たり20分以内に収めていただきますよう、あらかじめ各会派の御協力をお願いしたいと思います。決算特別委員会の委員長には私からもお願いしたいと思います。非交渉会派にも事務局のほうからお伝え願います。

(3) 委員の席次について

大泉理事 続いて、委員の席次について、事務局から説明をお願いいたします。

議会事務局次長 資料5を御覧ください。前回からの変更点は、連携の枠組みを新たに設けている点、立民の人数変更に伴う変更がございます。また、無維と平和の位置は、これまで予特、決特で入替えをしておりましたが、前回予特の際については分科会方式で審議をいたしましたので、この席次ではございませんでしたが、これまでどおり入替えをした案としてございます。御協議いただき、各会派の個名を9月7日火曜までにお知らせいただきたいと思います。

なお、非交渉会派である革新につきましては、理事会の協議がまとまり次第、空いている枠で調整を行う予定です。

大泉理事 ただいまの説明のとおり席次案の提示がありましたが、何か御意見はございますか。——それでは、席次について案のとおりとすることよろしいでしょうか。——それでは、そのように決定いたします。各会派は、個名を9月7日までに事務局にお知らせください。

(4) 資料請求について

大泉理事 続いて、資料請求について、事務局から説明をお願いいたします。

議会事務局次長 資料6を御覧ください。

1、資料請求に係る日程ですが、資料請求受付期間は記載のとおりで、前回、8月2日の議運理事会と変更はございません。資料配付日は9月27日月曜午前9時を予定しております。

2、資料請求書の記載等についてですが、(1)、新型コロナウイルス感染症の拡大が続く状況で、区では、保健所への応援体制をしくなど、全庁挙げて対応に当たっております。つきましては、資料請求の内容については十分な精査をお願いしたいと存じます。また、資料請求書は、最終日を待つことなく、できる限り早期に御提出いただき、区が資料作成に要する時間を捻出できるよう、特段の御配慮をお願いいたします。

(2)、請求資料は決算審査以外の目的で使用することはできません。

(3)、請求件名及び内容は、具体的かつ明確に御記載くださるようお願いいたします。

最後になりますが、資料請求書は、裏面の見本を参考に作成をお願いしたいと存じます。

大泉理事 ただいまの説明について、何かございますか。——それでは、こちらから一言申し添えさせていただきますけれども、先ほど危機管理連絡協議会、報告等がありました。今の保健所の逼迫状況、関わっている職員の皆さん、使命感に基づいてぎりぎりの状態で作業していただいております。また、9月1日からは応援職員が入ること

でありますけれども、保健所に応援職員が入ることにより、区の体制としても、残った職員の方の負担も増えるというような状況が考えられます。そういった中における資料請求ということですが、請求資料の作成には、御存じのとおり莫大な時間と労力がかかります。保健所はもちろんですけれども、今申し上げたとおりの全庁挙げての応援体制が組まれている中、またBCP発動により休止されている業務も出ているという状況ですので、保健所以外の課においても人員が手薄になっているということから、資料の調製などには対応が困難になるようなケースも考えられるところでございます。

その上で、請求内容について十分議員の皆さんに御精査をいただくこと、また重複がないようにしていただくこと、これまでもこのような御注意というのはお願いしてきたところですが、実際に今の状況を十分に御理解いただいた上で、目に見える形といたしますか、保健所の職員の皆さんの大変さを思えばこそ、重複がないようなチェックであるとか、いま一度そこをしっかりとさせていただくということで、少しでも職員の皆さんの負担にならないように配慮していきたいと考えているところでございますので、請求内容について具体的かつ明確に記載をしていただくとか、提出が最終日に集中しがちであるというようなこともありますので、集中しないように御配慮いただくとか、そういったところの御協力をぜひともお願いしたいと思っております。

なお、その上で請求内容が重複するような場合などについては、調整をさせていただくようなこともありますので、各会派の皆様におかれましては、さらなる御協力をいただきますようお願いしたいと思います。

何かこれについて御意見はありますか。——それでは、ぜひとも御協力のほどよろしくお願いいたします。

《特別委員会の設置について》

(1) 設置・名称・構成について

大泉理事 次に、特別委員会の設置についてです。

基本構想の議案については、まだ正式に提出されておられませんけれども、事前の協議ということで議題とするものであります。

まず、設置・名称・構成について、事務局から説明をお願いいたします。

議会事務局次長 資料はございませんが、基本構想が議案として提出される予定のため、次の3点について確認いたします。

1点目、3定で議案が提出された際、集中的に審議するため特別委員会を設置してはどうか。

2点目、名称は、前回、平成24年の例に倣い、基本構想に関する特別委員会としてはいかがでしょうか。

3点目、構成につきましては、全議員を構成員とすることでいかがでしょうか。

大泉理事 ただいまの説明について、何かございますか。——それでは、特別委員会の設置と名称、構成については、ただいまの説明のとおりでよろしいでしょうか。——それでは、そのようにさせていただきます。

(2) 正副委員長の選出について

大泉理事 続いて、正副委員長の選出について、事務局から説明をお願いいたします。

議会事務局次長 前回、基本構想の特別委員会を設置した際は、正副委員長は正副議長会派からの選出でございました。これを踏まえまして、委員長は議長会派、副委員長は副議長会派となりますが、いかがでしょうか。

大泉理事 ただいまの説明について、何かございますか。——それでは、正副委員長の選出については説明のとおりといたします。自民さんと公明さんは9月7日までに事務局に個名をお知らせいただきますようお願いいたします。

(3) 審査方法・日程・質疑持ち時間について

大泉理事 続いて、審査方法・日程・質疑持ち時間について、事務局から説明をお願いいたします。

議会事務局次長 審査方法・日程・質疑持ち時間につきましては、前回、平成24年の基本構想の特別委員会を設置した際の運営方法に倣っております。資料7を御覧ください。

日程は、予備日としている10月13及び14日を予定しています。

また、質疑持ち時間は、会派ごとに4分、1人当たりの質問時間を3分に、正副議長を除く会派の人数を掛け質問時間を算出、答弁時間は質問時間の1.5倍で算出しており、これらを計算すると資料（案）のとおりとなります。

また、審査方法につきましては、予算特別委員会、決算特別委員会と同様としておりまして、会場は第3・第4委員会室、一問一答形式で、質問時間は残時間表示で計測をする、この内容で御協議いただきたいと思います。

大泉理事 ただいまの説明について、何かございますか。

山田理事 これは前回の基本構想の時間と全く同じようなやり方ですかね、このシフトの組み方は。それを確認したくて。

議会事務局次長 24年に開催した内容と同様でございます。

山田理事 おおむねいいと思うんですけども、意見開陳が13時からで、会派の数で意見開陳していくと、かなり早い段階で終わるのかなと思いますので、密を避けるじゃないですけども、少し分散というか、ちょっと長めにとすることはできないのかな。どういうふうにするのかは難しいんですけども、ぎゅーっと詰めてやるというよりは、少し分散させてみたいということが可能であれば、2日間取っているの、夕方ぐらいまで意見開陳ができるということを考えれば、いろいろな調整の余地はあるのかなと思いつつ、今からはちょっと難しいのかなとも思いつつ。

大泉理事 換気の時間とか、そういった観点を……

山田理事 そうですね。ずっとびっしりやるんじゃないくて、少し分散させながらとか。

大泉理事 その辺の調整の余地というのはあろうかと思えますけれども、おおむねはこの案に倣うということによろしいでしょうかね。

山田理事 はい。

大泉理事 では、多少の微調整の範囲の中で、感染症対策に対しての配慮といったことを考える部分は、また調整させていただこうと思えますけれども、おおむねはこの提案の時間（案）のとおりにするということによろしいでしょうか。——それでは、そのように決定したいと思います。

なお、意見開陳の時間については、各会派15分程度で収めていただきますよう、あらかじめ各会派の御協力をお願いいたします。

(4) 委員の席次について

大泉理事 続いて、委員の席次について、事務局から説明をお願いいたします。

議会事務局次長 決特の際の席次と同様としてはいかがでしょうか。

大泉理事 ただいまの説明について、何かございますか。——それでは、そのようにいたします。

なお、特別委員会設置に関する案件は、御了解いただいたものもございますが、議運に諮るのは、正式に議案が提出された時点で議題にして確認をしていきたいと思えます。

また、議題の5で確認していますが、決算特別委員会と基本構想特別委員会の運営方法については、感染状況等により変更もあり得ることを御了承いただきたいと思えます。

《定例会の日程について》

大泉理事 次に、定例会の日程（案）について、事務局から説明をお願いいたします。

議会事務局次長 資料8を御覧ください。8月2日の議運で決定した内容と変更はござい

ません。10月13、14日の予備日についても、基本構想の議案の正式な提案がないため、変更はございません。

なお、例年、3定の最終日の本会議終了後に、4定の日程案を協議、決定するため、議運理事会及び議運を開催しております。したがって、10月15日金曜、最終日の本会議の終了後に区長から4定の申入れがある予定となっておりますので、それを受け、その後、議運理事会、続いて議運を予定してよろしいか、伺います。

大泉理事 ただいまの説明について、何かございますか。——それでは、日程表には記載はありませんけれども、説明のとおり、10月15日の本会議終了後に議運理事会と議運が開催される予定ですので、よろしく願いいたします。

《本会議の会議録署名議員について》

大泉理事 次に、本会議の会議録署名議員について、事務局から説明をお願いいたします。

議会事務局次長 資料9を御覧ください。第3回定例会の本会議の会議録署名議員は、記載のとおりでございます。

なお、本会議の日程が追加された場合などは、改めてお知らせいたします。

大泉理事 この件についてはよろしく願いいたします。

《一般質問について》

大泉理事 次に、一般質問について、事務局から説明をお願いします。

議会事務局次長 一般質問の通告につきましては、9月1日水曜午後1時から9月6日水曜午後1時までの受付となります。初日の1日、午後1時の時点で質問希望者が複数いる場合は、くじ引で順番を決めさせていただきます。また、最終日、9月6日についても、同様の取扱いとさせていただきます。通告が最終日に集中する傾向がございますので、早めに御通告くださるよう、改めて御協力をお願いいたします。

また、明日、9月1日水曜の議会運営委員会で各会派の質問予定者数の報告をお願いいたします。

大泉理事 ただいまの説明について、何かございますか。——なければ、明日、9月1日の議会運営委員会で各会派の質問予定人数をお知らせください。非交渉会派については事務局で確認をお願いいたします。本会議では各会派から報告いただいた質問予定者数を上回ることはないよう、御協力をお願いいたします。また、通告が最終日に集中する傾向がございますので、早めの通告をお願いいたします。

《発言通告について》

大泉理事 次に、発言通告について、事務局から説明をお願いいたします。

議会事務局次長 発言通告につきましては、いずれも2日前の午後5時までとなります。

本会議初日、9月9日木曜の発言通告については9月7日火曜午後5時まで、中日、9月14日火曜の発言通告につきましては9月10日金曜午後5時まで、最終日、10月15日金曜の発言通告は10月13日水曜午後5時までとなります。

大泉理事 ただいまの説明について、何かございますか。——それでは、発言通告の期限については、明日の議会運営委員会で確認し、了承を得ることといたします。

《区議会だよりの発行協力依頼について》

大泉理事 次に、区議会だよりの発行協力依頼について、事務局から説明をお願いいたします。

議会事務局次長 資料10を御覧ください。区議会だより第258号につきましては、3定の一般質問、決算特別委員会の意見開陳の内容を中心に、11月15日の発行を予定しております。質問原稿の提出など、裏面の発行計画（案）に従いまして、御協力のほどよろしくをお願いいたします。

大泉理事 この件につきましては、御協力のほどよろしくをお願いいたします。

《議会紙資料の削減について》

大泉理事 次に、議会紙資料の削減について、事務局から説明をお願いいたします。

議会事務局次長 資料11を御覧ください。昨年12月に、パソコンの入替えに伴い、持ち運びも可能なパソコンが導入されております。また、申し合わせを改正し、議場や委員会室にパソコンを含め電子機器の持込みが可能となっていることから、さらなるペーパーレス化を進めるものでございます。

今後削減を進める紙の配付資料につきましては、請願・陳情付託事項表、請願・陳情文書表、議案審査報告書、請願・陳情審査報告書、閉会中の継続審査及び継続調査申出書。

また、毎定例会で作成しております各特別委員会活動経過報告書につきましては、資料の情報共有により報告の意義が薄れていることから、作成を取りやめることとしたいと存じます。

実施時期は、第4回定例会からとしたいと思っております。

なお、削減できていない紙の資料につきましては、理事者側のペーパーレス化も含め

て検討を進めることとしたい。

大泉理事 ただいまの説明について、何かございますか。——それでは、御意見がないので、案のとおりにすることでよろしいでしょうか。——それでは、そのように決定させていただきます。この件については、明日開催の議会運営委員会で確認し、了承を得ることといたします。

《意見書の提出について》

大泉理事 次に、意見書の提出について、事務局から説明をお願いいたします。

議会事務局次長 資料12を御覧ください。先日LINE WORKSにて送付をしているところですが、7月16日付で全国市議会議長会会長から、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書を、9月議会で議決の上、提出いただきたいと依頼が来てございます。

1枚おめくりいただき、2枚目に意見書の案を添付してございます。

もう1枚おめくりいただいて、3枚目には意見書（案）の各項目の説明を添付しております。

もう1枚おめくりいただき、4枚目以降は、総会決議関係項目の抜粋と、裏面に地方財政委員会要望書関係項目の抜粋など、関連資料を添付してございます。

意見書の提出は、議運理事会で全会一致が得られるようであれば、議会運営委員会委員全員を提出者として3定の最終日に提出する流れとなります。会派で意見書について意見集約をお願いしてございますので、御協議いただきたいと思います。

大泉理事 ただいまの説明について、何かございますか。

奥山理事 私どもの会派はちょっと不慣れでございまして、今回のこういった意見書の扱いについて、お作法をいろいろと確認したいと思っているんです。

この意見書が出てきた流れからすると、全ての全国の議会がこの文言でいくんだ、もしくは駄目なところは出せないけれどもというふうを受け止めておりまして、つまり、文言の修正といった余地があるのかどうかということがまず分かりません。

それから、あと2つ聞きたいんですけれども、これはどなたに聞いていいか分かりませんが、例えば固定資産税の減免をやめるということは、歳入を得る自治体としては歳入が減らないからいいことなんだけれども、納める側からすると、減免がなくなるというのは、サービス低下と受け止めるか分かりませんが、そういう御意見があるかもしれないということは会派の中でも意見が出ました。自宅を持っている人とかいろいろ事業をやっている方なんかのことを想定しておりますけれども、そういったことにつ

いて、構わないのかどうかということなんです。本当にこの内容でいくんですかということ、固定資産税減免を続けられないようにということでもいいのかどうか、そういったことを、誰に聞いていいか分かりませんが、疑問として思っております。

あと、もう一つです。文言修正があるかどうかと言いましたけれども、例えば地方交付税交付金などについては、不交付団体である23区と、それを頼りにしていると言っては失礼だけれども、そういった自治体もあるわけで、そうすると、今回のように全国で一律の内容でいけるのかなど。場合によっては、地方交付税がほかの自治体に厚くなることで、23区特別区については、ちょっと取り分が少なくなるという言い方は変ですけれども、利害が一致しない点もあるのではないかなと思いました。またこれもどなたに聞いていいか分からないけれども、そういった素朴な疑問を持っております。

山田理事 私たちとしても、最初に言われていたことと同じなんですけれども、賛成しても構わないというような意見もあったんですが、記の2と3については、固定資産税の軽減をやめるということで、住民負担になる要素もあるので、その点については、例えば国が負担しろというような意見をつけるべきではないかというような意見が出されているところです。

大泉理事 事務局のほうから何かありますか。

議会事務局次長 これはあくまでも意見書の案として出されたもので、前回も、案に対して杉並区議会としてどんな形でやるかというのは、修正を加えたという経緯がございます。修正を加えた中でも、全会一致で出すということですので、1つの会派でもこれに乗れないというような項目があれば出していけないというような仕切りといたしますか、そういう流れがございます。

新城理事 日程だけ確認させていただいていいですか。すみません、ちゃんと精査できていないんですが、議運と先ほどおっしゃったと思うんですけれども、いつの議運で。あしたということですか、これに対する会派の意見は。

議会事務局次長 10月15日の議会運営委員会で諮るということですね。

新城理事 それで、意見書をいつ出すんですか。最終日に出すんですか。間に合わないんじゃないですか。

議会事務局次長 3定中に提出ということであるようです。

新城理事 それに対する会派意見は10月15日ということなんですね。でも、3定では出せないでしょう。間に合わない。

議会事務局次長 意見がまとまらなければ。

大泉理事 今のお話ですと、会派意見が10月15日ではなくて、その前の段階で、これは原

則全会一致という形になるので、どこかしらでそれには乗れないというようなお話があれば、そもそも意見書は出さないという形になります。その上で、多少の修正だ何だということの中でまだ出せる望みがある場合については、各会派の意見をどこかしらのタイミングで理事会、議会運営委員会で提出した上で、それをもって10月15日に提出するという流れになるということですかね。そういった整理でよろしいでしょうか。

新城理事 いずれかの時点というのは、また今後決めるということですか。

大泉理事 そうですね。

新城理事 みんな行動が一緒じゃないから、いつまでというふうに期限があったほうがやりやすいかなと私たちは思ったりしているんですけども。

大泉理事 そうしましたら、本日の時点では、まずこのままとおりでは乗れないということであれば、今日ここでこのまま提出するという承認にはなりませんので、その上でもう少し検討の余地があるということであれば、改めて検討の時間を設けて、各会派意見、どういったところに修正が必要であるのか、そういったところでこれを改めて、これは議会運営委員会理事会ということになるのでしょうか、そこに持ち寄った上で、そこで一致が図れるようであれば議会運営委員会に提出するというような流れを取りたいと思いますので、まず、このままの状況では一致が見られないということでもよろしいでしょうか。——では、その上で修正ということの可能性はあるかどうか、これの各会派の意見を持ち寄っていただく日にちは、いずれかの日で決めた上で御案内する、そういった運びにさせていただくということでもよろしいでしょうか。

岩田理事 あまり手戻りとかあっても大変だと思うので。

うちは、2番、3番は、間接的には関係あっても、直接うちが取っている税じゃないので要らないでしょうというふうに会派としてはなっています。残りの1、4、5で出すというんだったら、それはそれでいいじゃないでしょうかというような形で、うちは一応そういうふうになっています。

太田理事 うちが炭素税にこだわって、炭素税は、地球環境問題とかそういうことに使われる分にはいいんだけど、地方税だ地方譲与税だとか、何に使ってもいいみたいのところへ回すんじゃ、それは炭素税じゃなくなっちゃうんじゃないのというような感じで……。

島田理事 さっき無維さんからもありましたけれども、固定資産税の減免については、毎年請陳が上がって、採択していますよね。来年も多分上がってくると思うので、来年やりませんというわけには多分いかないかなと思う。今やっちゃうと自語相違になるかなという感じがしています。2番、3番が根幹になっているような感じの意見書なので、

全体的には無理かなと思っております。

大泉理事 自民については、まだ会派としての意見が取りまとめられてない状況ですが、先ほどの固定資産税減免の請陳、毎年そういったこともありますし、今の段階で意見の一致を見るのはなかなか難しいんじゃないか、このまま出すこと自体が難しいんじゃないかというような御意見もありました。特に2番、3番については、今の段階で既に無理だろうという会派もあるということで、炭素税に関しても、いろいろな使い方というふうになってしまうのでは意味がないんじゃないかというような5番に対しての御意見でしょうかね、そういったこともございます。

改めて、1番と4番が残っているというような話ではあるかと思いますが、1番と4番を残すとか、そういった進め方というのは可能なんでしょうか。それとも、これはこのままということで、部分的なということではそもそもこれを提出しないということになるのか、その辺、事務局のほうでお分かりであれば教えていただけますか。

議会事務局次長 前は提出しておりません。いわゆる全会一致で調わなかったという経緯がございます。

大泉理事 では、これは1つの意見書という形になりまして、部分的なということではなく、この中に乗れないようなものがあれば意見書自体を出さない、そういう選択もあるということで、去年はそのようにしているというところですかね。

議会事務局長 表紙にもありますように、あくまでもこれは、全国市議会議長会でこういった議長会としての意見書や要望事項を取りまとめたので、会員の皆さんの議会もぜひ後押しをしてくれと、基本的にそういう中身かなというふうに読めるので、あまりこの5項目、修正するとか、そういうのはそぐわないのかなと、この趣旨からすると。そういうように形式上は見えるかと思えます。

あとは、1項目、例えば1番は総論的な部分だからここだけ残すとか、そういう御判断はあろうかと思えますけれども、個別に見てもいろいろ御意見が分かれるかと思えますので、慎重に考えるべきなのかなというふうに感じたところです。

大泉理事 今事務局長から説明いただきましたけれども、全国市議会議長会に対しての後押しができるかできないかということでは、中身的なところで部分的にとりあえずな形にするのか、もしくは、含まれている内容が全会一致というふうにはなり得ないという中で、意見書を提出しないという決定をするのか、こういったところの選択肢なのかなと思えますけれども、どうでしょう。これについて、御意見としていろいろ伺いましたけれども、今回、そういった経緯の中で意見書を提出しないという形でよいという理事の方、いらっしゃいますか。もしくは部分的なものを検討するというふうには考えら

れる理事の方。

岩田委員 うちが多分、出さないなら出さないで別に……。

山田理事 うちの会派としても、これは私たちだけで決められることじゃないので、東京都にも一応確認して、ほかの自治体はどうしているのという話も聞いた上でこの結論なんです。2と3があるとちょっとねという話なので、その点でいうと、ほかの自治体も全く同じところでうちの会派としては止まると思うので、そういう点では出さないというのも1つの選択肢なのかなと思っています。

島田理事 さっき言ったとおり、1番だけやってもしょうがないかなと。我々がやるべきは、都区財調をどうすべきかというところがメインなのかなと思います。

大泉理事 今、様々御意見伺いましたけれども、今回については意見書は提出しないという御意見が多々ございました。そういったことを踏まえ、今回、この意見書は提出しないということにしてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

大泉理事 それでは、今回のこの意見書は提出しないことといたします。

日程は以上となります。ほかに何かございますか。――なければ、議会運営委員会理事会を閉会いたします。

(午前10時43分 閉会)